

後期高齢者の方を対象に 平成20年度から 新しい医療制度が始まります。

後期高齢者医療制度についての質問にお答えします

※この広報は、国などが示す資料などに基づき説明していますので、今後変更されることもあります。

Q

後期高齢者医療制度ではどのような人が被保険者となるのでしょうか？

A

。後期高齢者医療制度の被保険者となるのは、以下の方々です。

75歳以上の方（75歳の誕生日から資格取得）

例）・誕生日が5月1日→5月1日から適用

・誕生日が5月15日→5月15日から適用

65～74歳で一定の障害の状態にあることにつき広域連合の認定を受けた方（認定日から資格取得）

。現在、老人医療受給対象者の方は、平成20年4月に自動的に後期高齢者医療の被保険者となります。

現在、老人保健制度において市町村の障害認定を受けている方についても、平成20年4月に自動的に後期高齢者医療の被保険者となります。なお、制度施行に当たり、認定の取り消しを請求することもできます。

。これまで国保や健保組合などの被保険者だった人はもちろん、健保組合や共済組合、船員保険の被扶養者だった人も後期高齢者医療制度の被保険者となります。

。被保険者一人ひとりに、広域連合から「後期高齢者医療被保険者証」が発行されます。医療機関で受診される際には、必ずこれを提示してください。

後期高齢者医療制度についてのお問い合わせは、
岩美町住民生活課 住民係
鳥取県後期高齢者医療広域連合
☎（0855）73・1415
☎（0855）32・1097

年末調整や確定申告には

『社会保険料（国民年金保険料）控除証明書』 等の証明書の添付や提示が必要です

国民年金保険料は全額「社会保険料控除」の対象
国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村民税等の社会保険料控除の対象となります。国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、今年1年間に納付（納付見込みを含む）した国民年金保険料を証明する書類の添付等が必要です。

納付忘れ等がある場合も、年内に納付すれば、今年分の控除として申告することができます。

2月初旬に送付される場合

年の途中から国民年金に加入した場合など、10月2日以降に本年初めて保険料を納付する方については、翌年2月初旬に同様の証明書が送付されます。したがって、結果として、平成19年中に国民年金の保険料を納付した方の全員にこの証明書が送付されます。

年末調整または確定申告の手続きの際は必ずこの証明書や領収書を添付等してください。

国民年金保険料は世帯で連帯して納付
国民年金保険料は、被保険者本人だけでなく、その世帯の世帯主及び配偶者も連帯して納付する義務があります。ご家族の国民年

このため、生命保険会社等が、発行する控除証明書と同様に、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（ハガキ）が、社会保険庁から毎年11月初旬に送付されます。証明内容は本年1月から10月1日までに納付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込額です。

金保険料を納付した場合、その納付額全額が納付した方の所得税等の控除対象となりますので、このような場合は、年末調整等の手続きの際にご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。この場合は、ご家族分の証明書も申告する方の申告書に添付等する必要があります。

☆このように、国民年金保険料は、税制面でも優遇されています。必ず納めましょう。

《問い合わせ先》
住民生活課 住民係
☎73・1415

社会保険庁
控除証明書専用ダイヤル
☎0570・00・9911

平成19年11月1日
平成20年3月14日
平日午前9時～午後5時